

香川県インドネシアビジネスマッチング等
開催業務委託仕様書

1. 委託業務名

香川県インドネシアビジネスマッチング等開催業務

2. 目的

多くの産業分野において日本国内市場の広がりには限りが見える中、経済成長が続く東南アジア地域をはじめとする海外市場の需要の取り込みは、日本企業にとって供給拡大と成長の機会となり得るが、海外展開に取り組むにあたっての事業者の課題は多種多様であり、心理的な障壁もいまだ残る。

については、県内企業の東南アジア地域へのビジネス展開を促進するため、成功に必要な知識や心構えを広く周知するセミナーにより県内企業の海外展開の機運を醸成するとともに、人口増加と経済成長が続くインドネシアをターゲットに、県内企業の希望に応じて同国へのビジネス展開に係る相談に対応するほか、県内企業とインドネシアの企業とのビジネスマッチング（個別オンライン商談等）を実施する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4. 委託業務内容

(1) 海外展開キックオフセミナー（仮称）

①概要：

- ・開催日程 令和8年7月～同8月の期間内で実施
- ・参加対象 香川県内に事業所を有する事業者等（以下「県内企業」とする。）、最大50社程度
- ・実施方法 原則、ハイブリッド（対面及びオンライン）での講義形式

②内容：

- ア 海外未展開の企業向けの、海外ビジネス全般についての留意点や成功事例の紹介等
- イ 東南アジア地域のビジネス環境等の解説
- ウ 下記（2）及び（3）を含む県事業の周知
- エ その他、海外展開に取り組むにあたり有益と思われる情報の提供

(2) インドネシアビジネスに係る相談対応

①概要：

- ・実施日程 委託期間において、利用者の希望を基に調整した随時の実施
- ・利用対象 県内企業
- ・実施方法 オンライン等

②内容：

- ア 利用者のインドネシアへのビジネス展開に関する個別の相談に対し回答や助言を行うとともに、海外ビジネス全般に係る課題や懸念点を聴き取る
- イ 質疑応答の内容を受託者において記録したうえで、当該記録（簡潔にまとめたものでも可とする）は相談後1か月以内に県へ提供する

(3) インドネシア企業とのビジネスマッチング

①概要：

- ・開催日程 委託期間において、利用者の希望を基に調整した随時の実施
- ・利用対象 マッチング申請を行い、県による審査を通過した県内企業
- ・実施方法 利用者の希望に応じたオンライン会議（Zoom、Teams等）又は現地訪問・対面による個別面談形式

②内容：

- ア 受託者は、自らの知見とマッチング申請の内容を踏まえ、ビジネスの進展が見込まれるインドネシアの企業との事前マッチングを行う
- イ 受託者は、利用者の了承を得たうえで当該企業との商談を決定し、委託期間内においてスケジュールの調整を行う。商談は利用者の希望に応じてオンライン又は現地訪問・対面により行う
- ウ 受託者は、利用者に対しマッチング先企業の情報を商談前に提供する。現地商談を行う場合は、渡航に係る注意事項を含めた事前説明を行う
- エ 受託者は、商談の効果を最大化するため、商談前に利用者の作成した提案資料を確認し、必要に応じてブラッシュアップの提案及びインドネシア語または英語への翻訳を行う
- オ 商談件数については、受託候補者において、見積金額の範囲内で対応可能な最大限の件数を企画提案書で提案・明示することとする（想定するオンライン商談・現地商談の内訳も記載すること）
- カ 商談に先立ち商品サンプルの提示が必要な場合、受託者は、その輸送・通関・現地配送に係る調整・助言を行う
- キ 受託者は、現地商談当日における利用者の宿泊先等から商談先現地企業への移動手段を手配する。当該費用は委託料に含むものとする
- ク 受託者は、すべての商談に参加し、時間内で今後のビジネスの進展に繋がるやりとりがなされるよう、適切に進行管理を行う
- ケ 受託者は、すべての商談において現地企業と確実にコミュニケーションが取れるよう、ビジネスレベルの通訳者（日本語⇄現地公用語）を配置する（利用者が通訳者を不要とする場合を除く）。商談を円滑に実施し得る限りにおいて、当該通訳者は上記クの進行管理役を兼ねることも可とする
- コ 受託者は、商談後、委託期間終了までに少なくとも1回以上、利用者から進捗をヒアリングするとともに、現状の課題や今後の進め方に対する助言・支援を行うなど、商談のフォローアップを行う

- サ 受託者は、上記（１）のセミナーの参加者及び（２）の相談の利用者等に対し、（３）ビジネスマッチングの利用を（利用状況に応じて）積極的に働きかける
- シ 受託候補者は、１件あたりの商談時間や商談の進め方、サポート内容等について企画提案書で提案・明示することとする

（４）報告書等の提出

委託期間の終了時に、実績報告書（様式任意）を提出するものとする。実績報告書には、実施した商談に関する情報及び上記（３）②コのヒアリングで聴取した内容等のほか、商談結果の分析と、今後の県の施策及び県内事業者の海外展開に資する情報及び提言を盛り込むこととする

5. 委託料（見積金額）についての考え方

（１）経費の分け方等

- ①経費を固定費と業務の実績に応じて支払う実績費に分け、企画提案書又は見積書に当該内訳を明示すること
- ②固定費の額は、経費全体の3分の1以下とすること
- ③日本国通貨、かつ、消費税及び地方消費税込の額で積算すること

（２）固定費で支払う業務

- ①下記業務については、業務の日数に関わらず、定額の範囲内で業務を行う
 - ア 上記４（１）のセミナー開催（会場使用料は県負担とする）
 - イ 上記４（２）のインドネシアビジネスに係る相談対応
 - ウ その他下記５（３）に規定しないもの

（３）実績費で支払う業務

- ①下記業務については、それぞれ１件当たりの単価を設定し、想定する最大実施件数とともに企画提案書に明示すること
 - ア 上記４（３）のビジネスマッチング（オンライン商談）
 - イ 上記４（３）のビジネスマッチング（現地・対面での商談）
- ②委託業務完了後、実績（件数）に応じて委託金額の確定を行う

6. その他留意事項

- （１）県担当者と緊密に連携して情報共有を行うこと。商談には県職員が必要に応じて同席する
- （２）業務を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合（以下、再委託）、あらかじめ再委託先の名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他必要とする事項を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする

- (3) 本業務の遂行における疑義及びこの仕様書に定めがない事項が生じた場合は、県と協議の上これを定める
- (4) 業務により知り得た情報を許可なく外部に漏らし又は他の目的に使用してはならない
- (5) 委託料の支払いについては、原則、業務完了後、実績報告書の提出を受け、県における検収を経て、支払うこととする
- (6) 見積金額には、インドネシアで課される租税を含むものとする
- (7) 上記4（3）の現地商談における利用者の渡航費、商談以外の現地交通費及び現地宿泊費は利用者の負担とし、見積金額には含めないこととする
- (8) 上記の事業以外にも、見積金額の範囲内で実施可能な取組み等に関して受託候補者からの提案があれば、企画提案書に記載することとする

以上